

平成26年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成26年 3月13日（木）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	池田高世偉	農林水産課長	佐々木千明
教育長	山本和博	上下水道課長	山崎龍一
総務課長	大庭孝久	建設課長	井川善寿
会計管理者	井川芳樹	総務学校教育課長	村上孝三
企画財政課長補佐	高梨勇光	生涯学習課長	濱田勉
税務課長	池田茂良	布施支所長	大上一郎
町民課長	名越玲子	五箇支所長	宮本智幸
福祉課長	阿部眞澄	都万支所長	田中秀喜
保健課長	長田栄	行政係長	中村恒一
環境課長	山川由夫	財政係長	宇野慎一
観光課長	吉田隆		

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 7人

1、議員提出議案の題目

発委第 1 号 隠岐産清酒による乾杯を推進する条例

議事の経過

議長（石田茂春）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時55分）

日程第 1、委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案の議第10号から議第61号までの52件及び議第63号から議第82号までの20件、計72件及び陳情・要望案件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：4番 佐々木雅秀 議員

4番（佐々木雅秀）

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会で付託されました、平成26年度一般会計及び各特別会計予算を始め、条例の一部改正、廃止及び設置、指定管理者の指定等計60件と要望2件並びに継続して審査しておりま

す要望・陳情2件の審査と本委員会所管の事務事項について調査しましたので、審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の1月16日、31日、2月14日、17日、24日、27日、会期中の3月10日、11日、12日の計9日間開催し、必要に応じ担当課から資料の提出と説明を求めて慎重に審査をいたしました。

審査の結果、付託された案件のうち、平成26年度一般会計予算については、2項目について反対意見があり賛成多数で「可決」すべしとし、その他の59件については全会一致で「可決」すべきものといたしました。

また、要望第3号「隠岐産清酒の普及促進に関する条例の制定」については全会一致で「採択」すべきものとし、要望第2号及び継続審査中の陳情及び要望計3件については「継続審査」といたしました。

それでは、議案の審査過程での主な意見について申し上げます。

まず、野外音楽フェスティバルについてであります。

昨年秋から合併10周年記念事業として実行委員会を組織、9月27、28日にアイランドパークで8組のアーティストを呼び、島外3,000人、島内2,000人、計5,000人規模で入場料と地域振興基金を財源にして開催するものであります。

委員から入場者が一部の世代にならないか、3,000人の宿泊の確保はどうするのか、赤字になった場合補正で埋め合わせしてはならないがどう責任をとるのか、本来単独の興行すべきだ、経済効果はどうか、町民にとって記念すべき10周年でありチケット料金を無料にしてはどうか、などの意見がありました。

執行部からは、全国的に動員の実績のあるプロモータを中心に全ての世代がそれぞれ望む幅の広い8組のアーティストを呼ぶこと、体験や遊びなど音楽以外の楽しみができる内容を織り込むこと、チャーター便、キャンプサイト、インターネットやローソンチケットなどで成功をさせたいとの答弁がありました。

なお、賛成多数で「可決」すべきとしましたが、反対委員の意見としては、町民入場料6,000円を取るべきでないとのことであります。

委員会としても、実施に向けて10周年にふさわしいと住民が理解されるようチケットの無料化、減免化を真剣かつ慎重に取り組むべきと指摘いたしました。

次に、にぎわい商品券2億2,400万円についてであります。

消費購買力を導入して、地域の経済効果を目的にするものであります。

22年度から24年度の3年間実施したもので、25年9月定例会でその事業評価をした結果、券の購入時や使用時に、高齢者や障がい者などへの対応ができなかったことや、悪用したりする弊害があり、町としては、今後実施しないと委員会に報告があったものであります。

しかし、最近になって商工会からの要望があり、加盟店登録から券の印刷発行、換金まで全面的に商工会が実施するものとして、町が予算化するものであります。

委員からは、もうやらないと報告した半年後に事前説明で突然提案するとはどういうことか、弊害の防止策はどうするのか、事前説明でその弊害の防止策を講じなければ認められないと指摘したにもかかわらず、会期に入っても明確な方針が示されず「検討」とか「協議」という答弁ばかりで認められない、防止策など徹底した管理をするのであれば責任をもって町が全面的に実施すべきではないか、事前に委員会に何ら情報が伝わっておらず議会との情報共有ができていないとの意見がありました。

執行部からは、アンケートからは実施の要望は高い、商工会が実施するかどうか方針がはっきりしていなかったことから予算化が遅れた、発売時期や弊害問題があり実施に向けて商工会と防止策を協議していく、第三者購入時には証明書を使う、夏季には間に合わないので年末時期に年金支給時期に合わせて実施するなどの答弁がありました。

賛成多数で「可決」すべきとしましたが、反対委員の意見としては、町としては今後実施しないこと、また明確な防止策を講じることを前提に実施するとの約束であったにもかかわらず、約束を守らないまま提案していることであります。

委員会としては、経済波及効果は間違いなくあることから、購入時に記名することや、購入時と使用時に金額制限を設けるなど具体的な弊害防止策を徹底するよう、実施に向けて商工会に対し町としての明確かつ厳格な方針を最初から示すよう指摘いたしました。

次に、地域おこし協力隊活動と地域担当職員制度についてであります。

現在中村地区に、2名の地域おこし協力隊員が地域の人たちと協力して企画し活動しております。

都会から過疎が進む地域に定住を目指しつつ、特産品開発、販売、イベントやメディアを通じての情報発信をしながらプロデュースして、地域の活性化に取り組んでいるところであります。26年度では派遣最後の3年目にあたり、継続性をもたせると同時に、特産品販売について専門的な人材を1名募集するものであります。

委員会としては、このような人材が今後定住しながら継続して活動できることを期待するものであります。

一方、地域担当職員制度を導入するための調査費が44万円予算化してありますが、そもそも過疎高齢化地域の見守り制度であり、所管ごとの対応にとどまらず職員が庁舎から地域に出かけて様々な現状を把握しながら自ら企画して町政に生かす仕組みであります。

この二つの制度の連携は地域の活力にとり大切であり、安心・安全な地域づくりに役立つものと期待しますので、組織改革に向けて活用していただきたいものであります。

次に、空き家に関する調査、危険家屋の処理、活用に向けての事業についてであります。

25年度に空き家調査を実施し、町内全7,489軒のうち空き家は919軒あるとのことであり、そのうち、26年度に極めて危険で地域に被害が生じる恐れのある家屋2軒について予算化しておりますが、これについては手続きを踏んで解体処理するものであります。

委員からは、危険家屋の処理などの条例化と活用について意見がありました。

執行部からは、国が法制化するので危険家屋については、それに準じて実施要綱を作成して、一定の基準の下に補助事業を導入して対応するとの答弁がありました。

何れにしても、基本的には所有者が個人で処理すべきものでありますが、所有者の態様も様々であり、早急に基準づくりができるよう求めるものであります。

活用については、空き家の登録、改修、登記など専門家が加わって活用方法を協議できる「空き家バンク」の導入を視野に入れて調査していくとの答弁がありました。

26年度は、その調査と空き家1軒の水回りを中心とした改造を実施するとの答弁がありました。

次に総務、企画財政全般についてであります。

平成26年度一般会計予算は151億8,000万円、前年度対比で約1億円増となっております。交付税一本化という本町財政の厳しい先行きと、合併後10年経った今、商業店舗の閉鎖にみるような経済の疲弊や過疎高齢社会の著しい進行に伴い、交通、医療、買い物弱者が町内多くの地区で現れております。これからの地域の活力の維持と産業振興策は非常に困難な状況にあります。

しかし、隠岐ジオパークの世界認定や、レインボーjetsの就航、隠岐空港ジェット便の運航などを活かして、活力の回復と発展につなげられる可能性は大いにありと期待しているところであります。

委員からは、企画財政の所管において、各課の調整だけでなく、情報収集をして国県の諸施策に伴う補助事業を導入し、企画本来の事務に力を傾注するよう強く求める意見がありました。

委員会においては、諸々の事項の審査を通じて、次の課題が明確になったところでありま  
す。各所管に対しても、強く求めたところであります。

即ち、

- 1、関係課の連携と集中がうまく機能していないこと
- 2、議会と執行部の情報の共有ができていないこと
- 3、経済支援など継続的に事業を取組めるスペシャリストが不足していること
- 4、情報収集の努力と行動の迅速化が必要であること
- 5、条例等の基準の統一と簡明化が必要であること
- 6、窓口の一本化が必要であること

などであります。

執行部におかれましては、27年度に組織の全面改革を実施するとのことではありますが、本  
定例会で明確になった課題の解決に向けて、住民・議会と一体となって強い意志をもって、  
この苦境を跳ね返していただきたいものであります。

次に、宿泊施設改修事業についてであります。

この事業については、委員会で年が明けてから3日間にわたり審査してきたものでありま  
す。今後の事業実施にあたり「観光施設整備事業の執行については、常任委員会と詳細につ  
いて綿密な事前協議をすること」とした議会と執行部の情報共有ができるよう強く求めます。

次に陳情及び要望案件についてであります。

要望第2号「津戸漁港船揚場の用地舗装について」及び継続審査中の要望第3号「蛸木漁  
港物揚場、船揚場の用地舗装について」、陳情第5号の「小原田川に隣接する道路の拡幅要請」  
については、一部現地調査をいたしました。関係者の意見等、今後も審査を要する必要か  
ら「継続審査」といたしました。

要望第3号「隠岐産清酒の普及促進に関する条例の制定について」は、地域文化と経済の  
活性化に貢献するものとして全会一致で「採択」すべしと決定いたしました。

最後に所管調査事項の調査についてであります。

まちづくり対策事業に関する調査について及び地域産業の振興に関する調査については、  
継続して調査することといたします。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（石田茂春）

次に、教育民生常任委員長：8番 小野昌士 議員

## 8番（小野昌士）

それでは、教育民生常任委員会の報告を行います。

教育民生常任委員会には、条例の一部改正が3件、工事請負変更契約の締結が1件、平成26年度の一般会計並びに特別会計予算9件、要望書1件が付託されております。

条例改正3件、工事請負変更契約の締結1件、予算9件は全て全会一致で「可決」といたしました。要望書1件は「採択」といたしました。

当委員会は、休会中の2月19日、20日、24日、議会開会中の3月10日、11日、12日の計6日間開催し、必要に応じ関係課長、担当者から資料提出や説明を求め審査いたしました。

その結果は下記のとおりです。

まず、条例関係でございますが、特に指摘事項はございませんでした。また、中条小学校校舎大規模改造建築主体工事も指摘事項はございませんでした。

それでは、予算関係について若干意見等を申し上げます。

民生費の隠岐の島町社会福祉補助金5,226万7,000円は、社協職員8名分の人件費と運営費補助であります。

社協は、介護事業から撤退して新たな事業で法人後見人及び後見人支援体制等整備に向けた調査研究、民生児童委員協議会の事務局等を実施する新しい計画がありますが、地域福祉の充実のためには、今ひとつ社協の顔が地域住民に見えてないのが現状であります。もっと地域に職員が顔を出してそうした環境づくりに努力すべきだ、町の担当課もしっかりそのあたりを指導すべき等の意見がありました。民間で福祉施設等も多くできており、住民が従来ほど社協の必要性を感じていないのではないかなど等の意見がございまして、地域福祉の要としての自覚と行動力を磨き、町との定期的な協議会を含め連携を強め、顔の見える隠岐の島町社会福祉協議会となるよう指導の強化を強く指摘をいたしました。

次に、民生費の隠岐温泉 GOKA 管理運営事業2,594万6,000円について、隠岐温泉 GOKA については行革推進本部で揚げ湯が枯渇するまでは改善を図りながら運営することとなっております。

しかしながら毎年1,500万円程度の一般財源が必要となり、委員からは一部の住民サービスにお金を使いすぎているのではないかなど、現状の利用、運営方法では経営が成り立つ見込みはない、直ちに休止したら等の意見がございました。

4月の課長会で分析結果等を提出し、中止も含め行革推進本部で協議するとのことであり、財源のことも町としての方向性を出すべき時期に来ているので「継続」か「休止」

か検討して結論を出すよう指摘をしました。

次に、民生費、乳幼児等医療費助成制度拡大対策費 54 万 2,000 円については、就学前までの補助制度を義務教育終了時まで拡大検討する費用でございます。

当委員会は再三にわたり拡大を要望してきており、町長も「準備ができれば前倒しをしてよい」と一般質問で返答しております。

子育て支援の体制、経済支援のあり方等で庁内協議が進んでいないこと等もありませんが、議論より行動を起こすべきでその気になればできることであり、26 年度中に行動に移すべきだとの意見に、26 年度途中からでも拡大支援を準備して実施するというところでございます。

次に、民生費の保育士等処遇改善特別事業 783 万 1,000 円は、私立保育所保育士の処遇改善を支援する事業です。平成 25 年度からの継続事業であり、それぞれの私立保育所対応が事業の趣旨を理解して正しく支給されているかどうか、個別に保育士聞き取り等も含め検証するよう指摘をしました。

恒久的な改善方向については、国の子育て支援動向を見ながら今後検討していくとのことであります。

次に、労働費の緊急雇用対策事業、生涯学習緊急雇用対策事業 1,047 万 3,000 円は、隠岐ジオパーク推進事業委託料で、一般社団法人ジオパークツアーデスクへの委託料 3 名の人件費であります。

この法人は、隠岐ジオパーク戦略会議の活動を持続可能な活動とするために新たに法人組織を設立し、平成 26 年度から「起業支援型雇用創造事業」を活用し、ツアーデスク組織体制の構築・誘客に向けた取組み、旅行代理店及び島外への情報発信とガイドを含む受け入れ態勢の整備を行うものでございます。設立時社員は 6 名、理事 4 名、監事 2 名となっております。

隠岐ジオパーク推進協議会組織は再認定まで県も参加し、3 か年過ぎたら隠岐 4 か町村で運営することとなっております。

委員から、ジオパークを隠岐の活性化に役立てるためには町としての基本戦略を早急に立て、ジオの担当部署を設置して一体的に推進すべきである。現状は協議会・観光協会・教育委員会・隠岐ジオパークツアーデスク等対応がまちまちで、このままだと再認定に支障が危惧されるところでございます。早急に元締めとなる部署の設置をするよう指摘いたしました。

次に、教育費の文化財保存継承事業、牛突習俗保護補助金 615 万円は、15 頭の突き牛購入

及び処分費、大会出場支援等の経費でございます。新年度からは購入については3分の2の補助であります。観光協会突き牛2頭の購入は全額補助であり諸条件で対応が異なっている、不公平の生じない取扱いをするよう指摘をいたしました。

次に、教育費・公民館活動振興事業、立志式事業26万円は、中学2年生を対象に2月4日立春の日を選んで、昭和50年より布施地区で厳粛に行ってきた行事であります。素晴らしい伝統行事を活かし“凜々しい隠岐人”を育てるためにも、学校行事として町内各中学校で開催する費用でございます。

委員からは、布施地区だからできる行事で、他の地区で同等の厳粛で感動する式典になるのか等の意見もあり、学校・保護者・地域等の意見を十分聞きながら実行に移すよう指摘いたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計についてでございます。

事業基金の26年度末残高は、470万円となっております。医療費の動向では、今後の国保運営が心配されるがどのような考えで対応するのかの意見に、広域化・県単位運営等も含め近く説明会が島根県で開催予定となっているので、その後に隠岐の島町として今後のことを検討したいと考えているということです。

現在、保険料は平成25年度に11パーセント、26年度に6.4パーセント引き上げ、27年度に6.0パーセントの引き上げを予定しています。今後どのような運営形態になるのか、今の段階での即答はできかねるということですが、安全・安心の暮らしを確保するため安定した国保運営ができるよう、財政担当等の意見も聞きながら詰めた検討をするよう要望をいたしております。

最後に、都万診療所医師招へいについては、総力を挙げて対応すること、かかりつけ医のいないことは高齢者にとっては生きる不安となります。震災のテレビ等を見ますと、かかりつけ医がいなくなりお年寄りがその土地に住めなく違うところに住むという離村にもつながるということもありますので、医師招へいについては、より以上の努力を要請いたしました。

なお、所管調査事項は引き続き調査・研究してまいります。

**議長（石田茂春）**

以上で、委員長報告を終わります。

## **日 程 第 2、特別委員会の中間報告の件**

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件に

ついて、中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

従って、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

### 12番( 米澤壽重 )

竹島対策特別委員会より中間報告をいたします。

当委員会は、議会閉会中の2月14日と議会会期中の3月5日に委員会を開催し、調査・研究をしてまいりましたので報告いたします。

竹島東京集会開催の要望活動は、2月15日に「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」五百川会長と面談し、竹島領土権確立隠岐期成同盟会、竹島対策隠岐圏域議員連盟とともに東京集会の開催実現を強く求めたところであります。

五百川会長より「東京集会に向け全力を尽くす」との力強いお言葉をいただき、2月22日に県民会議会長とともに、4人の県選出国會議員に東京集会開催を要請したところ、この問題を広く理解していただくためには、東京集会の開催は不可欠であるとの認識に立ち、今後実現に向け働きかけていただくことを確認いたしました。

また、同日、「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」原会長に同様の要望書を提出し協力を求めました。また、委員からは、東京集会を開催すれば各メディアも取上げ注目される、会場については、できる限り多くの人に参加できる会場での開催を望むとの意見がありました。

領土教育についてであります。文部科学省が、中・高の学習指導要領解説書を改訂し、尖閣諸島と竹島を「固有の領土」と明記することが決定され、領土に関する教育が強化されることになりました。

また、国際司法裁判所への単独提訴についても、首相が参議院本会議で「検討や準備を進めている」と述べ、解決に向け意欲を示しているところであります。

2月22日の「竹島の日」記念式典には、本議会から8人の議員を含め、本町から19人が出席いたしました。国会議員は内閣府政務官の他、県選出4人の議員を含む16人の参加とな

りました。

式典では、知事より内閣府政務官へ要望書が提出されましたが、要望内容は、

1. 国際司法裁判所への単独提訴を含む外交交渉の強化
  2. 隠岐の島町への啓発施設の設置
  3. 学校教育での竹島問題の教育の強化
  4. 政府主催の「竹島の日」開催
- など7項目であります。

また、式典に続くシンポジウムでは、島根県竹島問題研究会が発刊した「竹島問題 100 問 100 答」の意義などをテーマにし、執筆者や編集に携わった4人による対談で進められました。

この本は日本側の主張や見解を資料を基にわかりやすく解説しており、竹島問題の正しい認識が広まるものと期待されるところであります。委員からは式典の様態を本町でも見られるような映像での実況中継の実現を求める意見もありました。

なお、「竹島の日」記念式典は、来年10周年となりますが、当委員会は本町での開催実現に向け取り組んでいくことといたしました。

次に、竹島歴史資料館の本町への設置についてでございますが、国の所管という立場を崩さず、引き続き啓発施設の建設を国に強く求めることを改めて確認いたしました。

一方、新たな動きといたしましては、県が世界ジオパーク認定を機に隠岐の自然や歴史文化を学べる施設の検討をしております。その中に竹島問題を含めるかどうか、その動向を見極めていくことといたしました。委員からは「問題解決のためには地道な活動を進め、本町への資料館の設置も粘り強く求めていかなければならない。」との意見がありました。

3月1日には、久見地区で開催された「竹島の日」記念式典報告会及び竹島に関する意見交換会に出席し、当委員会の活動方針や調査事項について報告いたしました。

啓発広報活動の強化につきましては、4月13日に開催される“いぐり凧揚げ大会”に当委員会として参加し「竹島凧」を揚げ、さらなる啓発に努めてまいります。

また、懸案となっている「竹島バッチ」の本町での製作を執行部に要望し、啓発強化を求めました。

執行部からは役場本町前、中出張所前、布施支所前、都万支所前に竹島啓発看板を設置したとの報告を受けました。

看板には、一つは、日本との関わり、二つ目といたしましては、領土編入の経緯、三つ目

は、現在の竹島の状況、そして四つ目といたしましては、領土権回復に向けての取組みが記載されています。

また、今定例会に竹島対策室の設置に関する条例が提案されていますが、組織体制の強化は評価されるところでありますが、今後、ホームページの充実など、さらなる広報活動の強化や啓発に努めるよう要望いたしました。

なお、所管の調査事項について議会閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上をもちまして、当委員会からの中間報告といたします。

**議長（石田茂春）**

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

### **日 程 第 3、討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の議第 10 号、「隠岐の島町消防団設置条例」から、議第 61 号「隠岐の島町鮮魚運搬船設置及び管理条例」までの計 52 件及び議第 63 号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」から議第 82 号「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」までの 20 件、計 72 件及び要望 4 件、陳情 1 件、並びに本日の議事日程第 1 で行いました、常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番：齋藤幸廣 議員

**7 番（齋藤幸廣）**

それでは、私は議第 67 号「平成 26 年度一般会計予算」に対して、二つの事業について反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、第一に町村合併 10 周年記念事業についてであります。

合併後 10 年が経過しましたが、この間この町においては、人口が 2,400 人余りが減少し、観光客も推定値ですが 3 万 5,000 人、約 19.4 パーセントの減少です。また、町の経済も 2 重構造とドーナツ化の現象が進み、中心市街地の商店が閉店・撤退に追い込まれています。とても 10 周年を祝う気持ちにはなりません。

記念の行事をみえますと、花火であり、野外音楽フェスティバルであり、文化芸術振興事業であります。イベントとしての印象が強いものであります。執行部の説明どおり交流人口の拡大につながればいいのですが、祭りの後の淋しさだけが残るのではと危惧するばかりであります。今、なすべきことは 10 年を振り返り、検証することの方が大切だと私は考え

ます。そして、“まちづくり”の方向性を打ち出し、熱意を醸成すべきであると考えます。

第二に、旧ホテルニューかじたに改修工事についてです。土地借上料 36 万円、設計業務 500 万円が当初予算に計上されています。

これまでも、買い取り、条例制定に反対してきましたが、ここで再度この事業から撤退すべきであるという立場から反対いたします。

25 年当初での買い取りへの方針転換について、議会、町民を納得することができる理由が示されたのか疑問が残ります。その上、改修費がどれくらいになるのか具体的な数字が示されていません。議会の全員協議会の説明では、5,000 万円から 1 億円までの間と説明されました。その後、委員会では 1 億円以上になるのではと説明されていたようです。本当にどれくらいになるか具体的に提示すべきです。それもなしに指定管理者の指定をすること、また、改修工事に着手するということはしてはならないことと私は考えます。

昨日の新聞に、出雲市が 7,000 万円で取得していた旧宍道邸の改修に予想以上の 1 億 3,800 万円かかるということで中止を表明したという記事が出ていました。ホテルの改修費も最終的にどこまで上昇するのか不安になってきます。今日の資材高騰、賃金の高騰を考えると改修費はまだまだ上がることでしょう。

隠岐の島町も今撤退を決断すべきではないでしょうか。総務産業建設常任委員長からの報告では、賛成多数で「可決」すべきとの報告がありましたが、私はこれら二つの理由により平成 26 年度一般会計予算案に反対します。

議員の皆さまのご賢察を心からお願い申し上げます。私の反対討論を終わります。

**議長（石田茂春）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

次に、原案に反対者の発言を許します。

11 番：高宮陽一 議員

**11 番（高宮陽一）**

私は、議第 67 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計予算」と、議第 64 号「辺地に係る総合整備計画の一部変更」について反対討論を行います。

反対の主なものは、旧ホテルニューかじたに購入に係る関係予算と辺地に係る総合整備事業の変更及び合併記念事業・野外音楽フェスティバル開催のための当初予算であります。

反対の理由についてであります。旧ホテルニューかじたに関連の予算については、昨年

12月定例会、そして、今定例会でも設置条例の反対討論でも申し上げたとおりでございますのでこれ以上は申し上げます。

具体的な内容については、商工費のうち、旧ホテルニューかじたにの改修事業の設計業務費500万円及び土地借上料36万円と、辺地に係る総合整備計画のうち、東郷辺地の公共的施設の整備計画における1億2,700万円の辺地対策事業債の予定額であります。

また、野外音楽フェスティバルの開催については、合併10周年記念事業として、町民に楽しんでもらうと言いながら、島外からは3,000人、島民は2,000人など、もはや交流人口の拡大が目的となり、当初の説明から大きくかけ離れております。厳しい財政状況の中で町民の皆様の税金を3,000万円も投入してまで実施する必要性はありません。

さらに申し上げますと、隠岐汽船のチャーター便とか、1,000人余りの宿泊施設しかないのに本土から3,000人呼ぶとか、あまりにも計画がずさん過ぎます。

同じ3,000万円を使うなら、記念事業に盛り込まれている演劇公演や山陰フィルハーモニー管弦楽団公演事業に充当し、無料で町民の皆様に鑑賞していただき楽しんでいただく方が、公正・公平な税金の使い方だと思います。

野外音楽フェスティバル事業は合併記念事業から除外し、興行として実施させるよう再検討すべきであります。赤字が出れば更に税金で負担する考えなど、とんでもない話であります。役場は、興行をするところではございません。何か勘違いしていると思います。

町長、あなたは役場庁舎の移転新築については、過去の経過を考慮して町民の皆様の理解を得るべく慎重に進めようとしていることは、全くそのとおりだと思います。

ホテルを購入することは残念ながら決定をしたわけですが、観光客や宿泊客が減少している現実の中で、本当に収容能力が落ちるのか、受入れができなくなるのか、当分の間、検証してみる度量も必要ではないでしょうか。

町を二分するような行政運営は必ず将来に禍根を残します。“暴走する隠岐の島町”と言われぬよう、公正で公平な行政運営をお願い申し上げ、私の反対討論を終わります。

議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

次に、原案に反対者の発言を許します。

16番：安部和子 議員

16番（安部和子）

私は、新にぎわい商品券発行事業について反対の意見を述べさせていただきます。

この事業は、当初から問題がありました。1,000円券でおつりがもらえない事業であることから、500円券を発行する案を提案しましたが、冊子が分厚くなることを理由に棄却されました。また、低所得者や、高齢者・障がい者の方たちへの対応はどうしますかと当時の課長への質問に「そうした人たちを対象とした事業ではございません。」と答弁されて、本庁舎1階のロビーで激論を交わしたことを思い出します。

こうして、この事業は平成22年度、23年度、24年度と計5回実施されました。皆様そして皆様ご承知のように多くの問題点を抱えたまま終了いたしました。

何か事業をやろうとすれば、全てが公平にいくということは難しい、このことは理解できます。しかし、消費者の目には「にぎわい商品券事業」はたくさんのお金を持った人がそうでない人より得をすると映っているのです。

このように、経済波及効果があると言えどもはっきりとした不公平感の出る事業に、みんなの税金を使ってはいけない、これが私の持論でございます。世の中には、不合理な事案が山ほどありますが、はじめから解っている“やってはいけないこと”は、やってはいけないのです。この度は何の前ぶれもなく突然に新事業として「にぎわい商品券発行事業」が当初予算に計上されたのでございます。

昨年6月3日の全協において「町としては、今後実施いたしません。」また、「もし実施するとしても課題における防止策をきちんと示した上で実施いたします。」と発言していらっしゃいます。しかし、今回はっきりとした弊害防止策を示さない、そればかりか、その見通しもつかないまま商工会に実施させるのであります。ますます行政の目が届きにくくなることは否めません。

あと数日でピアの地下店舗が閉店となります。町部周辺の住民の皆さんは困ったことだと嘆いていらっしゃいます。交通弱者対策があるように移動販売など買い物弱者対策に税金を充てていただきたい。

執行部におかれましては、住民の皆さんや消費者の皆さんのあり様をよく考え、勇気をもってこの事業の中止を決断していただきたい。

そして、議員の皆様、是非私にご賛同くださいますよう申し上げます、反対討論といたします。

議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なし」の声を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

以上で、「討論」を終わります。

#### 日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

まず始めに、議第10号「隠岐の島町消防団設置条例」から、議第61号「隠岐の島町鮮魚運搬船設置及び管理条例」までの52件及び議第81号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から議第82号「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の2件、計54件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、常任委員長のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第10号から議第61号までの52件及び議第81号から議第82号までの2件、計54件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第63号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」及び議第65号「工事請負変更契約の締結について〔中条小学校校舎大規模改造(建築主体)工事〕から議第66号「指定管理者の指定について〔第八姫島〕」の計3件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第63号及び議第65号から議第66号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第64号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

従って、議第 64 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 67 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計予算」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

従って、議第 67 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 68 号「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、議第 80 号「平成 26 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの 13 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 68 号から議第 80 号までの 13 件は、原案のとおり可決されました。

次に、要望第 1 号「これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書」及び要望第 3 号「隠岐産清酒の普及促進に関する条例の制定について」の計 2 件を採決します。

この要望について委員長報告は、「採択」です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

従って、要望第 1 号及び要望第 3 号は、委員長報告のとおり決定することにいたしました。

以上で、「採決」を終ります。

## 日 程 第 5、議員提出議案の上程及び審議

本日、お手元に配付のとおり 1 件の議案が委員会提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により議員提案の要件を満たしていますので直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました発委第 1 号「隠岐産清酒による乾杯を推進する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

4番：佐々木雅秀 議員

4番（ 佐々木 雅 秀 ）

発委第1号 「隠岐産清酒による乾杯を推進する条例」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成 26 年 3 月 13 日提出

提出者 総務産業建設常任委員会委員長 佐々木 雅 秀

隠岐の島町議会議長 石 田 茂 春 様

隠岐産清酒による乾杯を推進する条例についてご説明申し上げます。

近年、日本酒の消費が低迷している状況でございます。本条例を制定することを契機に、隠岐の島町の伝統産品である清酒による乾杯の習慣を広め、清酒の普及促進を図るものでございます。また、清酒の普及を通して隠岐の島の豊かな自然と伝統文化を守る心を育むこと及び清酒の生産振興を図ることを目的とするものであります。

実は、隠岐の島町にはご存じのように酒造会社1社でございます。1社のためにこういう条例をつくるのかというご意見もあるやもしれません。しかしながら1社になる経緯を私は、元町長の毛利氏からしっかりと伺ったことがあります。それについて申し上げたいと思います。昭和47年当時、沖鶴、菊水、高正宗、御所、初桜とこういうような酒造会社・酒蔵が5社ありまして、その当時大変酒の景気が悪いという中で生き残るにはどうしたらいいか、長谷川氏、毛利氏を中心に国に出かけて国会議員を使いながら必死になって働きかけて合併にこぎつけたという話を伺いました。同時に今皆さんが飲んでいらっしゃる隠岐誉という酒は、公募で名前がついたということ伺いました。これほど必死になって1社にまとめたという努力を聞いたときに非常に感動した覚えがございます。同時に隠岐の島は今名水百選の島です。日本にも知られた素晴らしい水資源がある中で隠岐の地酒が造られているということを誇りに思って皆さんで乾杯のときには地元の清酒で乾杯をしていただきたいということで、ちょっと長くなりましたが提案理由を述べさせていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

発委第1号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程と審議」を終ります。

## 日 程 第 6、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長及び各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

( 「 異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

## 日 程 第 7、議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「 異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

従って、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全部議了いたしました。

これをもって、平成26年第1回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 14時57分 )

以 下 余 白